

# 固定資産税の減額措置制度をご存じですか？

## 住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事に伴う固定資産税(家屋)の減額措置について

税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事をすると、その家屋の固定資産税が減額される場合があります。要件や申告方法は下表のとおりです。該当する人は、工事完了後**3か月以内**に申告をしてください。

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅(住居部分の割合が2分の1以上)	新築から10年以上経過した住宅(住居部分の割合が2分の1以上)で、65歳以上、要介護認定または要支援認定を受けている、身体に障がいがある、いずれかの人が居住する家屋	平成20年1月1日以前に建築された住宅(住居部分の割合が2分の1以上)。ただし、借家は除く
減額要件	工事後の住宅が現行の耐震基準に適合し、耐震改修工事の費用の合計が1戸あたり50万円を超えるもの	①工事に要した費用(補助金などを除く)の合計が50万円超 ②改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下  ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取替え⑧床表面の滑り止め化のいずれかの工事	窓の断熱改修工事または窓の断熱改修工事とあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事で、改修部位が現行の省エネ基準に新たに適用するもの
減額内容	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の2分の1(1戸あたり120㎡相当分まで) ※改修で認定長期優良住宅 <sup>(※1)</sup> となった場合は、3分の2	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の3分の1(1戸あたり100㎡相当分まで) ※減額措置の適用は1戸につき1回のみ	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の3分の1(1戸あたり120㎡相当分まで) ※改修で認定長期優良住宅 <sup>(※1)</sup> となった場合は、3分の2
必要書類	①申告書 <sup>(※2)</sup> ②建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書 ③領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により認定長期優良住宅となった場合のみ)	①申告書 <sup>(※2)</sup> ②納税義務者の住民票の写し ③居住者要件を確認できる書類の写し(介護保険の被保険者証、身体障害者手帳など) ④領収書の写し、改修工事明細書の写し ⑤改修工事箇所の図面、改修内容が判別できる写真(改修前、後) ⑥補助金などの交付決定を確認できる書類の写し(該当する場合のみ)	①申告書 <sup>(※2)</sup> ②納税義務者の住民票の写し ③建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書 ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により認定長期優良住宅となった場合のみ)

※耐震改修は、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。バリアフリー改修と省エネ改修は同時に適用できます

- ※1 認定長期優良住宅…長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性、可変性、維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けた住宅
- ※2 各種減額措置の固定資産税減額申告書は、税務課資産税係窓口で配布しています。また、市ホームページ(ホーム▶申請書ダウンロード▶税金)からダウンロードできます